

国際物品売買契約に関する国際連合条約の概要

1 条約の概要

本条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods, 通称, ウィーン売買条約, C I S G) は, 国連国際商取引法委員会 (U N C I T R A L) が起草し, 1980年4月のウィーンで開催された外交会議において採択され, 1988年1月1日に発効した。

本条約は, 国際物品売買契約について統一規定を設けることによって, 国際取引における法的障害を除去し, かつ, 国際取引の発展を促進することを目的とする私法統一条約である (本条約は, 貿易取引の公法的規制を定めるものではない)。

本条約は, ①売買契約の成立及び②売主・買主の権利義務関係についてのみ規律しており (第4条参照。契約の有効性, 契約が物品の所有権に及ぼす効果等については規律しない), 大部分は任意規定である。

現在, 我が国の主要貿易相手国であるアメリカ, 中国, 韓国, オーストラリア, ドイツ, シンガポール, オランダ, カナダ, メキシコ, フランス, イタリア, ロシアなどを含む世界の各地域の70か国が締約国となっており, 本条約は, 国際物品売買契約に関する世界的な標準ルールとしての地位を確立している。

2 条約加入の必要性及びメリット

(1) 我が国企業の関わる国際取引の円滑化

本条約への加入により, 我が国の企業は準拠法指定に伴う不確実性のコスト及び外国法が準拠法に指定された場合のコストを回避することができ, また, 両当事者に共通の法である本条約を基礎として交渉を行うことができることから, 国際取引の円滑化が期待される。

(2) 実務上のニーズの高まり

アジア諸国との貿易及び中小企業による貿易の増加を背景に, 外国の多様な法制度に対応する負担の軽減が一層求められている。

(3) 我が国の国際社会における立場

貿易立国たる我が国が本条約に加入することで, 世界的な規模で進む国際取引法制の整備・発展に対して積極的に寄与することができる。

3 条約の構成

本条約は前文, 101箇条の条文及び末文から構成されている。条文は4部構成であり, 第1部が本条約の適用範囲 (第1章, 後記4参照) 及び本条約の解釈準則

や慣習等の効力，方式要件などの総則（第2章）に関する規定，第2部が契約の成立に関する規定（後記5参照），第3部が売主・買主の権利義務に関する規定（後記6参照），第4部が留保（後記7参照）等の国際公法規定を定めた最終規定となっている。

4 本条約の適用対象及び規律事項

(1) 適用対象

本条約は，売買契約の当事者の営業所がそれぞれ異なる国に所在する場合において，両国がいずれも締約国であるとき（第1条(1)(a)）又は国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれるとき（同条(1)(b)）に適用される。

また，国際売買契約であっても，消費者取引，強制執行に基づく売買，有価証券等の売買，船舶・航空機の売買，電気の売買などには適用されない（第2条）。

上記の適用要件が満たされる場合でも，当事者は合意により本条約の全部又は一部の適用を排除することができる（第6条）。

(2) 規律事項

本条約は，売買契約の成立及び売主・買主の権利義務関係についてのみ規律している（第4条参照。契約の有効性，契約が物品の所有権に及ぼす効果等については規律しない。）。

5 契約の成立

契約は，承諾の到達時に成立する（第23条，第18条(2)）。

契約締結の申入れは，それが十分に確定しており，かつ，承諾がある場合には拘束されるとの申入れをした者の意思が表示されているときは申込みとなる（第14条(1)）。申込みは，承諾が発信されるまでは原則として撤回可能とされている（第16条(1)）。

承諾の目的で発せられた意思表示に申込みと異なる条件が付加された場合には，それは原則として申込みの拒絶であって，反対申込みになるとされるが（第19条(1)），当該変更が実質的変更ではないときには有効な承諾となる（第19条(2)）とされている。

6 売主・買主の権利義務

(1) 売主・買主の義務

ア 売主の義務

売主の主要な義務は，物品引渡義務，書類交付義務，所有権移転義務である（第30条）。

まず，引渡義務の内容は，特約のない限り，運送を伴う場合には，売主は最初の運送人に目的物を引き渡すこととされ（第31条(a)），運送を伴わない場

合には、特定物売買では目的物所在地において（同条(b)）、種類物売買では売主の営業所において（同条(c)）、物品を買主の処分にゆだねることとされている。

次に、売主は、契約で定められた数量、品質、種類等に適合した物品を引き渡す義務を負う（第35条(1)）。他方で、買主も、検査が可能となった時から実行可能な限り短い期間のうちに物品を検査し（第38条(1)）、不適合を発見したときは、合理的期間内に売主にその旨を通知しなければならず（第39条(2)）、これを怠った場合には、原則として不適合の責任追及をすることができなくなる（第39条(2)。例外については第44条参照。）。また、売主は、適合性に関する義務とは別に、第三者の権利又は請求の対象となっていない物品を引き渡す義務を負う（第41条～第43条）。

なお、適合性の判断基準時は、危険移転時（後記(3)参照）である（第36条(1)）。

イ 買主の義務

買主の主要な義務は、代金支払義務及び物品の引渡受領義務である（第53条）。

まず、代金支払義務には、代金支払を可能にするための措置をとり、支払に必要な手続を遵守することも含まれている（第54条）。

次に、物品の引渡受領義務の内容は、売主による引渡しを可能にするために必要な行為をすること及び物品を受け取ることである（第60条）。

ウ 共通の義務

売主は買主が物品の引渡しの受領を遅滞した場合等において、また、買主は受け取った物品について解除権等を行おうとする場合等において、それぞれ物品保存義務が課されている（第85条以下）。

また、契約違反を主張しようとする売主及び買主は、損害軽減義務を負い（第77条）、損失を軽減するために状況に応じた合理的な措置をとらなければならない。

(2) 売主・買主の権利（救済方法）

相手方の義務違反に対する救済方法については、第45条及び第61条がそれぞれ買主及び売主に与えられる救済方法を列挙している。どの救済方法も、相手方の過失を要件としていないことに注意を要する（なお、自己の行為の結果相手方の不履行が生じた場合については第80条参照。）。

ア 共通の救済方法

売主及び買主には、損害賠償請求権及び契約解除権が認められている（第45条、第61条）。

損害賠償については、全部賠償の原則が採られているが（第74条第1文参照）、予見可能性による制限があり（同条第2文）、厳格な要件の下での免責も

認められている（第79条）。なお，本条約は人身損害には適用されない（第5条）。

解除については，原状回復に伴うコストを抑えるために，重大な契約違反がある場合に限定されている（第49条(1)(a)，第64条(1)(a)）。また，売主の引渡義務違反及び買主の代金支払・引渡受領義務違反については，付加期間を定めた上での解除も認められている（第49条(1)(b)，第64条(1)(b)）。

もっとも，解除権行使には一定の期間制限があり（第49条(2)，第64条(2)），買主による解除の場面においては売主が追完権（第48条）を有していることにも注意を要する。解除の効果については，解除によって当事者は損害賠償義務を除く義務から解放されるが（第81条(1)），原状回復義務（同条(2)）や利息支払・利益返還義務を負う（第84条）。

なお，当事者が代金その他の金銭の支払を怠る場合には，相手方に利息支払請求権も認められている（第78条）。

イ 売主の救済方法

売主は，アに掲げた救済方法に加え，買主による代金不払等の場合に，買主に対し，代金支払等の履行を請求することができる（第62条）。

ウ 買主の救済方法

買主は，アに掲げた救済方法に加え，売主による不引渡しの場合には引渡請求（第46条(1)），不適合の場合には代替品引渡請求又は修補請求をすることができる（同条(2)，(3)）。もっとも，代替品引渡請求は，解除の場合と同様に，重大な契約違反の場合に限られている。

また，不適合の場合には，代金減額権を行使し，対価調整を図ることもできる（第50条）。

(3) 危険の移転

売主は，危険の移転後に発生した不適合については原則として責任を負わない（第36条(1)）。危険の移転時期については，第67条から第69条が規定しており，例えば，物品の運送を伴う売買の場合は最初の運送人への物品交付時が危険の移転時とされる（第67条(1)）。

なお，売主に重大な契約違反がある場合には，危険移転後の滅失・損傷についても，買主は解除権，代替品引渡請求権の行使を妨げられない（第70条）。

(4) 履行期前の救済方法

履行期前における債権者保護のために，履行の停止（第71条），履行期前の契約解除（第72条）などが認められている。

7 留保

本条約においては，第1条(1)(b)を適用しない旨の留保（第95条），契約方式自由の規定に関する留保（第96条，第12条）などの留保が認められている。